

広島県公募型プロポーザル選定委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十号

広島県公募型プロポーザル選定委員会規則の一部を改正する規則

広島県公募型プロポーザル選定委員会規則（平成二十六年広島県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
	(組織) 第三条 委員の定数は、五人以上とし、別に定める。ただし、合理的理由によりこれにより難しい場合を除く。 2・3 (略)	(組織) 第三条 委員の定数は、別表に定めるとおりとする。 2・3 (略)

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

部局名	名	称
会計管理部	広島県会計管理部所管公募型プロポーザル方式選定委員会	
危機管理監	広島県危機管理監所管公募型プロポーザル方式選定委員会	
総務局	広島県総務局所管公募型プロポーザル方式選定委員会	
地域政策局	広島県地域政策局所管公募型プロポーザル方式選定委員会	
環境県民局	広島県環境県民局所管公募型プロポーザル方式選定委員会	
健康福祉局	広島県健康福祉局所管公募型プロポーザル方式選定委員会	
商工労働局	広島県商工労働局所管公募型プロポーザル方式選定委員会	
農林水産局	広島県農林水産局所管公募型プロポーザル方式選定委員会	
土木建築局	広島県土木建築局所管公募型プロポーザル方式選定委員会	

備考 上欄に掲げる部局における公募型プロポーザル方式による契約の相手方の選定に当たっては、それぞれ下欄に掲げる委員会が調査審議する。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の広島県公募型プロポーザル選定委員会規則第一条の規定により置かれていた委員会のうち、委員の任命期間が満了していないものについては、委員の任命期間が満了するまでの間、この規則による改正後の広島県公募型プロポーザル選定委員会規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。